



サンセイランディック大阪便り Vol.29

平成26年5月号

不動産 よもやま話

5月です。新緑のまぶしい季節となりました。比較的安定した晴れの日が多い今日この頃ですが、こういった日を「五月晴れ」というのは微妙に間違いだそうです。本来、陰暦の5月（現在では6月頃）の気持ち良く晴れわたった空を指し、例えば梅雨の合間の晴天なども指す言葉との事。日本語は美しくも難しいものです。

さて今回は「相続税」のお話です。平成25年度税制改正で相続税の基礎控除の引下げ、最高税率の引上げが決定されました。かつてバブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がった為に、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により対象者を抑制する改正が行われました。しかしバブル崩壊後、地価は急落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われたかった為、相続税は100人に4人しか負担しない構造となっており、ほんの一握りの資産家に課せらせる税といった様相を呈してきました。そこで震災復興と財政の両立を目指し今回の税制改正が決定され、平成27年1月1日以降実施されます。この改正により相続税を負担する人口は2倍から3倍になる事が見込まれているようです。改正内容は以下の通りです。

【平成26年12月31日までの相続の場合】 基礎控除額=5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

【平成27年1月1日以降の相続の場合】 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

この改正により関西圏だけでなくもちろん全国どここの地域にも影響はあるのですが、特に首都圏では戸建住宅をお持ちで預貯金が2千万円から3千万円あるだけでも、相続税が課税される可能性があります。また、この改正に向けて不動産業界では税理士事務所と業務提携をしたり、相続税納付の為の資金融資支援をしたりと相続に関して色々な活動が活発化しているようです。またある大手仲介業者によると、相続税相談会を月1回以上開催しているが、今年に入ってから来場者数が昨年の上倍になったそうです。この流れが弊社への相続案件も徐々に増えてきております。今後も「底地」「居付き」の案件取得を目指し日々活動したいと思いますので、何かございましたら是非、サンセイランディックまでご一報を宜しくお願い致します。

社員の 独り言

私には今年の4月で3歳になった息子がいます。つい1年前までは「まんま(ご飯)、食べるの」と言っていた言葉が最近では「ご飯とおとっと(魚)、食べよっか。お腹すいたなあ〜」などと言っています。月日が過ぎるのは早いもので、最近では色々な言葉をものすごいスピードで吸収して喋ります。それが嬉しいのか、覚えてたの言葉を必要以上に付けたがるので、たまに訳の分からない事を一人ですっと喋っている時がありますが…(笑)。

でもこれがまた本当に可愛いんです！！必死に喋って何かを一所懸命伝えようとしている姿が本当に愛らしく、完全な親馬鹿かとも思いますが、どうもたまりません。仕事が終わりに帰宅した時も、以前は「パパ、おかえり〜」と言っていたのが最近では「パパ、お帰りなさい、いつもありがとっ！」と…(涙)。仕事の悩み事や疲れが一瞬にして吹き飛びます。そんな息子と毎日育児に励んでくれている家内に感謝を伝えると同時に、今以上に仕事に励んで会社へ貢献し、家族を守って行きたいと思います！



底地・居付き、買います。

株式会社サンセイランディック 大阪支店
〒550-0012 大阪市西区立売堀 1-2-14 本町産金ビル 9F
TEL : 06-6532-8830 FAX : 06-6232-8831

底地くん

